

第四十八回国会 参議院 建設委員会 議録 第九号

昭和四十年三月十六日(火曜日) 午後一時四十分開会

委員の異動

三月十六日 補欠選任 岩沢 忠恭君 日高 広為君 上林 忠次君 村山 道雄君

出席者は左のとおり。

委員長 安田 敏雄君 理事 稲浦 鹿藏君 川野 三勝君 熊谷太三郎君 瀬谷 英行君

委員

小次久太郎君 日高 広為君 村上 春藏君 村山 道雄君 田中 一君 田上 松衛君 村上 義一君

國務大臣

建設大臣 小山 長規君

政府委員

建設省河川局長 上田 稔君 建設省住宅局長 尚 明君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

本日の会議に付した案件

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

〔理事瀬谷英行君委員長長席に着く〕 ○理事(瀬谷英行君) たいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、上林忠次君が委員を辞任され、その補欠として村山道雄君が選任されました。

○理事(瀬谷英行君) 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(小山長規君) たいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行の治山治水緊急措置法は、治山治水事業の重要性にかんがみ、その緊急かつ計画的な実施を促進するため、昭和三十五年に制定されたものであります。政府におきましては、同法に基づきまして治山事業及び治水事業の両事業につき、それぞれ昭和三十五年を初年度とする前期五カ年計画及び昭和四十年度を初年度とする後期五カ年計画からなる十カ年計画を策定し、これにより治山治水事業を推進して、今日まで相当の実績をあげてまいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、予想を上回る激甚な災害の発生、日ざましい経済の成長等に伴いまして計画事業の大幅な繰り上げ実施、計画外事業の緊急施行等の必要が生じ、このため、前期五カ年間の実績事業費は計画額を大きく超過し、現行計画をもつ

てしては新たに必要となった事業はもろろん、既定の計画事業も十分には実施できないことが明らかになってまいりました。

さらに、近年国土の利用開発が著しく進展し、被災のおそれのある人口、資産が急速な膨張を続け、また、各種用水需要が急激に増大している事態に即応いたしまして、治山治水事業を強力に推進することが緊要となつてまいりましたのであります。

このにおいて、政府といたしましては、以上の情勢に対処するため、現行十カ年計画を廃止し、新たに昭和四十年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定し、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発をはかるため、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、たいま申し上げましたとおり、現行の治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画を廃止して、新たに昭和四十年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、新たに治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画が策定されることとなるのに伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所要の改正をすることといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○理事(稲浦鹿藏君) 続いて補足説明を願います。上田河川局長。

この法律案は、昭和四十年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画の策定、実施のための必要な規定を整備すること等を目的とするものでありまして、本則及び附則三項からなっております。

まず、本則は、治山治水緊急措置法の一部改正の規定でございます。

同法第二条第三項第三号の改正は、昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)による伊勢湾等高潮対策事業が昭和三十八年度をもって完了いたしましたので、同号を削ることとしたのであります。

同法第三条第一項の改正は、昭和四十年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定する根拠規定を設けるためのものであります。これによりまして、農林大臣は、新たに昭和四十年度を初年度とする治山事業五カ年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和四十年度を初年度とする治水事業五カ年計画の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたのであります。以上の改正に伴い、同法について所費の条文整理をいたしました。

次に、附則であります。第一項におきまして、この法律の施行期日を定めております。

附則第二項は、国有林野事業特別会計法の一部を改正することとしたものでありまして、同法第一条第三項の改正は、治山事業五カ年計画の実施に伴う直轄治山事業等に関する経理を国有林野事業特別会計において行なうこととしたものであります。

なお、この改正によりまして、現行治山事業十カ年計画に基づき取得した資産、現行計画にかか

る直轄治山事業等で昭和四十年以降に繰り越されるもの等につきましては、当然には国有林野事業特別会計で経理し得ないこととなりますので、これらを引続き同特別会計で経理することとするため、すでに必要のなくなった現行の国有林野事業特別会計法附則第七条を改正し、この旨を明らかにいたしました。

附則第三項は、治水特別会計の一部を改正することとしたものでありまして、
同法第一条第一項の改正は、治水事業五カ年計画の実施に伴う直轄治水事業等に関する経理を治水特別会計において行なうこととしたものであります。

同法第一条第二項の改正は、伊勢湾等高潮対策事業が完了しました結果、その経理を治水特別会計で行なう必要がなくなりましたので、同項第一号を削ることとし、また、新河川法に基づき建設大臣が行なう一級河川の管理に関する事務で政令で定めるものの経理を治水特別会計で行なうための規定を同項第三号に加えることとしたのであります。以上の改正に伴い、同法について所要の条文整理をいたしております。

なお、治水特別会計法第一条第一項を改正いたします結果、現行治水事業十カ年計画に基づき取得した資産、現行計画にかかる直轄治水事業等で昭和四十年以降に繰り越されるもの等につきまとは、当然には治水特別会計で経理し得ないこととなりますので、これらを引続き同特別会計で経理することとするため治水特別会計法の附則に一項を加えることとしたいたしました。

以上、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げた次第でございます。

○理事(稲浦鹿藏君) 本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○理事(稲浦鹿藏君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、岩沢忠恭君が委員を辞任され、その補欠

として日高広為君が選任されました。

○理事(稲浦鹿藏君) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○田中一君 住宅金融公庫法のほうから、いままでの実績を資料として出していただきたいのです。それから業務方法書、あれの最初のものから、それから改正された部分もひとつ出してください。それから、それによる政令の改正があったなら、それも出していただきたい。これは宅地関係、住宅関係ともに、全体のわかるような資料を出してほしいのです。

それから、この法律の改正によって必然的に変えようと思う業務方法書または政令、または、あなたのほうの内部の営業方針かな……。

○政府委員(尚明君) 貸し付け方針。
○田中一君 そうしたものはつきりさしていただきたい。

それから、むろん収支の、回収それから未回収のものとか、焦げつとかいうような事象ですね、あらわれた形のもの、それはもう年度別に全部作業したのじゃないんだから、どういふものがある、それはどうなったかという事故というか、そういうものを出していただきたい。

○理事(稲浦鹿藏君) ただいま田中君の要求しました資料は、御提出願います。

○政府委員(尚明君) ただいまお話のありました資料、取りそろえて後刻提出いたします。

○理事(稲浦鹿藏君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

〔理事稲浦鹿藏君退席、委員長着席〕
○委員長(安田敏雄君) 速記を起こして。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十九分散会

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条の見出しを「治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和四十年以降の五箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画(以下「治山事業五箇年計画」という。)の案を、建設大臣は、河川審議会の意見をきいて、昭和四十年以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に関する計画(以下「治水事業五箇年計画」という。)の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第三条第二項中「治山事業前期五箇年計画及び治山事業後期五箇年計画(以下「治山事業十箇年計画」と総称する。)」を「治山事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画(以下「治山治水事業十箇年計画」と総称する。)」と改め、同項第一号及び第二号中「前期及び後期の各」を削り、同条第三項から第六項までの規定中「治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画」を「治山治水事業十箇年計画又は治水事業五箇年計画」に改める。

第四条(見出しを含む)中「治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画」を「治山治水事業十箇年計画及び治水事業五箇年計画」に改める。

附則
附則
附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
(施行期日)
一、この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条第三項中「治山事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画」に改める。

附則第七条を次のように改める。
第七条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業十箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したものは当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が交付の決定をした補助金等の交付(昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したのものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む)は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)
治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「治水事業十箇年計画」を「治水事業五箇年計画」に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「法第二条第三項第一号に規定する災害復旧事業」の下に「(以下「災害復旧事業」という。)」を、「委託に基づき施行するもの」の管理の下に「並びに河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第一項の規定により建設大臣が行なう一級河川の管理(災害復旧事業を除く。)」に関する政令で定める事務」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条第一項第二号中「昭和三十九年法律第百六十七号」及び「及び昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域

における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)本則第二項の規定による負担金で直轄伊勢湾等高潮対策事業に係るものを削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項第一号中「直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、同項第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を、「工事又は事務」に改め、同項第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改める。

第七条第一項中「又は直轄伊勢湾等高潮対策事業」を削り、「第五号」を「第四号」に、「第三号」を「第二号」に、「又は工事」を、「工事又は事務」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項中「又は工事」を、「工事又は事務」に改める。

附則第二十四項を附則第二十五項とし、附則第二十一項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二十項の次に次の一項を加える。

21 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業十箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十年度公共工事の完遂を期するための適正単価に基づく工事発注に関する請願(第一〇三二号)

第一〇三二号 昭和四十年三月一日受理
昭和四十年度公共工事の完遂を期するための適正単価に基づく工事発注に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通五ノ二三社
団法人兵庫県建設業協会会長 林勇次郎外一名
紹介議員 鹿島守之助君 稲浦 鹿藏君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第七号中正誤

へ少 段 行 誤

三 二 終わり
から 速見

三 四 一九 政会

四 二 終わり
から 〇安田敏雄君

速記

政令

〇委員長(安田敏雄君)

正

昭和四十年三月二十日印刷

昭和四十年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局